

愛知川用水

(題字 理事長 小椋正清)



みどり
水土里ネット

第71号

令和4年3月1日発行

みどり
水土里ネット えちがわ
愛知川沿岸土地改良区

〒527-0032

滋賀県東近江市春日町2番7号

電話：(0748) 22-1296(代)

FAX：(0748) 23-4143

Email：e-engan@crux.ocn.ne.jp

URL：https://e-engan.or.jp



永源寺ダム湖岸クリーン作戦 令和3年10月8日撮影

目次

要請活動・意見交換	2.3
国営近江東部について	4
国営事業・県営事業	5.6.7
土地改良区営事業	8.9.10
向山調整池水上メガソーラー発電所	11
用水管理・利水調整推進費について	12
クリーン作戦・BCP実地訓練	13
組合員のみなさまへお願い	14
資格得喪記入例	15



各家庭で保存をお願いします

令和3年度 要請活動・意見交換

愛知川沿岸土地改良区では、国営農業水利改良事業促進近畿協議会や国営農業水利事業滋賀協議会など近畿地方や滋賀県の土地改良区で組織する協議会を通じ、農林水産省、財務省の中央省庁や国会議員などに予算の獲得や、農業農村整備事業に関わる要請活動を実施しています。また、補助水源として揚水機の運転に多くの電力を使用し維持管理費支出に占める割合も40%と高く、関西電力(株)へも農事用電力料金の軽減要請活動を展開しています。

5/22



左から:小寺、武村、上野、大岡、小鍵国会議員



意見を述べる小椋理事長



左から:小椋会長、近畿農政局大内次長、小池副会長



近畿農政局幹部と意見交換の様子

7/7
10/21
11/8

下記の内容について要請しました。

1. 国営かんがい排水事業の促進について
2. 国営造成施設の維持管理について
3. 土地改良区制度の見直しに係る支援について
4. 多面的機能支払・中山間地域等直接支払の推進について
5. 国営かんがい排水事業等の農家負担軽減について
6. 農事用電力料金の負担軽減について
7. 荒廃農地等の賦課金徴収について



中央省庁へ要請 左:農林水産省農村振興局牧元局長 中:宮崎雅夫農林水産大臣政務官 右:財務省主計局野村主計官



三日月知事へ要請

左から:日野川流域土地改良区 西田理事長
 国営農業水利事業滋賀協議会 小椋会長
 滋賀県土地改良事業団体連合会 家森会長
 三日月知事
 滋賀県議会農村基盤推進議員連盟 奥村会長
 湖北土地改良区 野田理事長

8/2・12/1



江島副知事へ要請

滋賀県議会正副議会へ要請



令和4年度農業農村整備事業関係予算案

- 令和4年度当初予算4,453億円(対前年度比100.5%)
- 防災・減災、国土強靱化対策、TPP対策及び米の臨時特別対策に令和3年度補正予算1,832億円を計上し総額6,285億円
- 滋賀県予算も令和3年度補正予算と合わせて約100億円の予算が計上されました



関西電力(株)京滋グループ統括部長へ要請

10/11・1/18

揚水機電力料金の推移

年度	千Kwh	料金 千円
H30	2,832	59,856
R 1	2,451	54,252
R 2	2,587	55,469
R 3	2,855	58,609



関西電力(株)本店で要請の様子



関西電力(株)本店へ近畿水土里ネット連合協議会と近畿協議会の合同で要請

透き通る水の流れもあなたの心も
 (用水路へのゴミ投げ捨て防止標語より)

国営土地改良事業地区調査『近江東部』地区 永源寺ダムの堆砂対策の概要

本地域の貴重な水源施設である永源寺ダムは、平成23年~平成26年にかけて、従来を大きく上回る量の土砂が流入したことで堤体付近にも多くの土砂が堆積しました。ダムの低水取水用施設にも堆砂の影響が及んだ場合、渇水時の低水取水や、大地震等の際に緊急水位低下が困難となる恐れがあることから、早急な対策が必要となりました。このため、平成28年度から国による国営土地改良事業地区調査「近江東部地区」が実施されています。

この調査では、堆砂対策の一環として、農業用利水ダムでは初となる『排砂バイパス』の導入も検討されており、さらに、低水取水施設の改良、佐目小谷土砂溜施設設置及び堆砂掘削も検討されています。(下図参照)

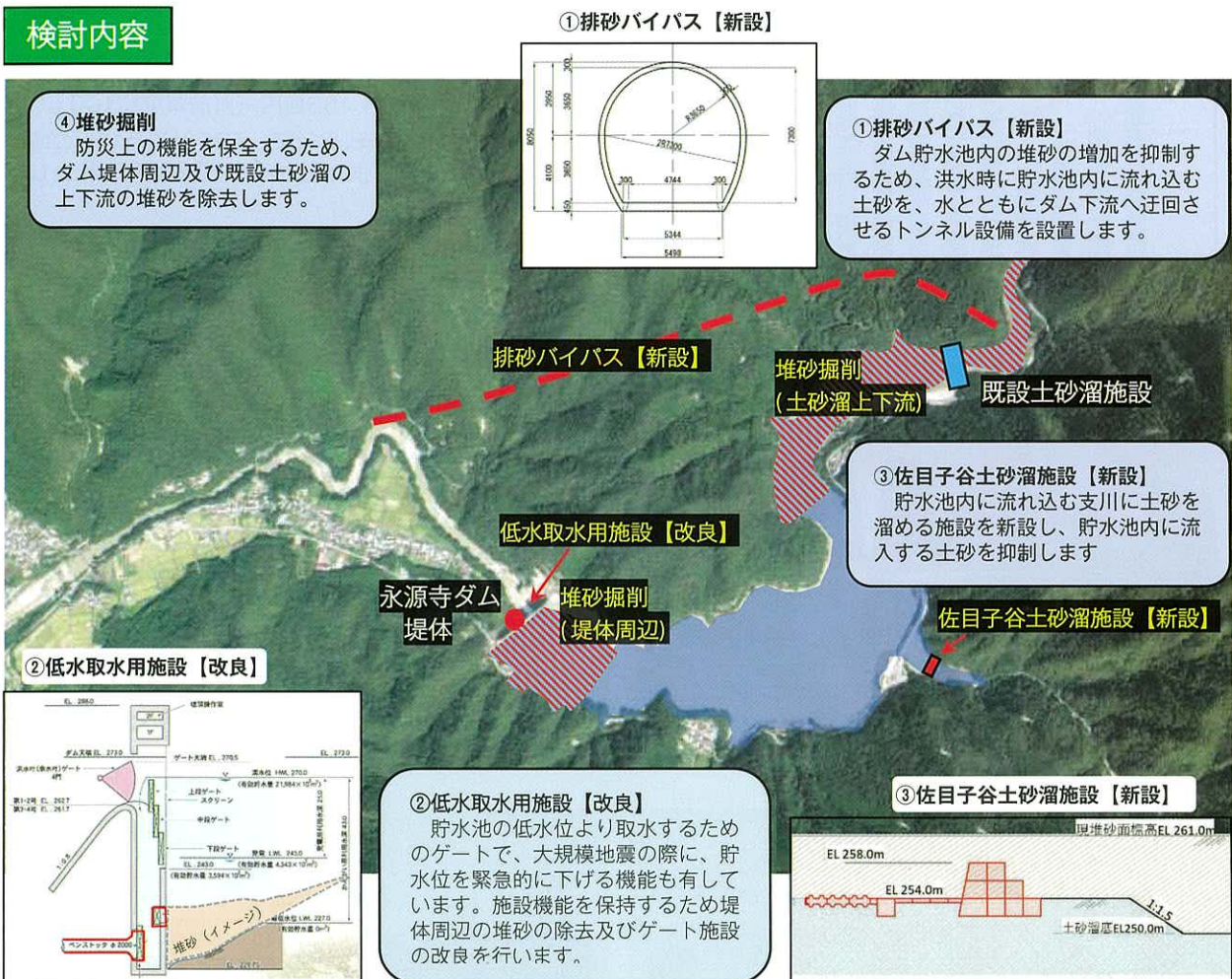
当改良区としては、主目的である堆砂抑制のほか、流域治水や河川環境改善へも貢献できるものと大いに期待しているところです。

また、令和3年8月には、愛荘町長を会長とする『近江東部地区土地改良事業推進協議会』を設立し推進体制を整えました。組合員の皆様には、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



堤体付近の堆砂状況

検討内容



○堤体周辺の堆砂、既設土砂溜の上下流の堆砂は、低水取水用施設の改良及び土砂溜機能の保全のため、本事業で撤去します。

○毎年の流入土砂は、①排砂バイパスの稼働、②維持管理掘削により、堆砂の増加を抑制します。

国営事業 湖東平野地区

湖東平野農業水利事業愛知1調整池建設工事

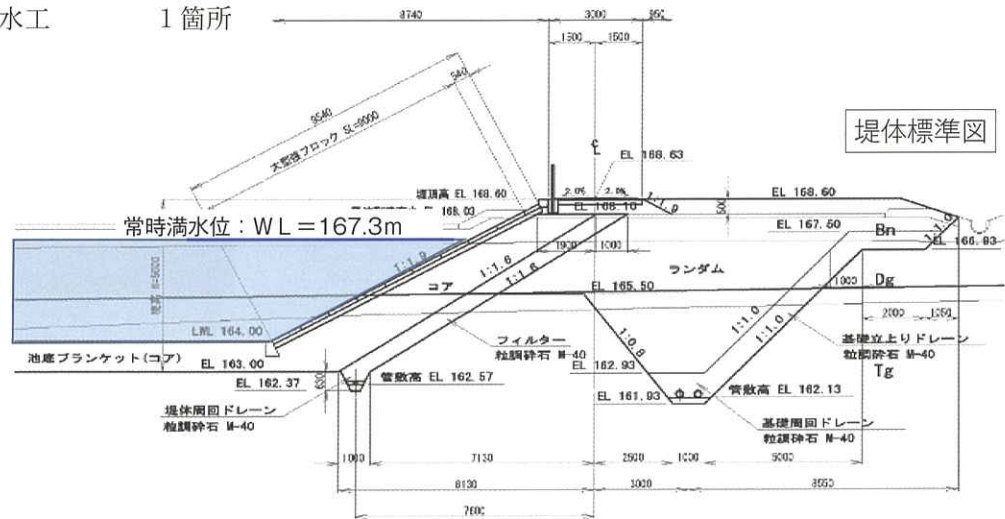
《工事概要》

工事場所：滋賀県愛知郡愛荘町上蚊野地内

工 期：令和3年7月1日～令和5年3月22日

主な工事内容：

- | | |
|------------|---|
| (1) 堤体 | 形式：傾斜コア型、堤高：5.60m、堤長：474.2m、堤頂幅：3.0m、堤頂標高：E L = 168.6m、法面勾配：1：1.9 |
| (2) 貯水池の規模 | 流域面積：1.06ha、満水面積：0.88ha、貯水量：24,500m ³ 、常時満水位：E L = 167.3m、低水位：E L = 164.0m |
| (3) 洪水吐工 | 形式：越流堰式、設計洪水量：0.15m ³ /s |
| (4) 取水施設 | 1箇所 |
| (5) 注水工 | 1箇所 |



令和3年度湖東平野農業水利事業分水工整備その4（大坪他）工事 （令和元年度湖東平野農業水利事業分水工整備その1工事）

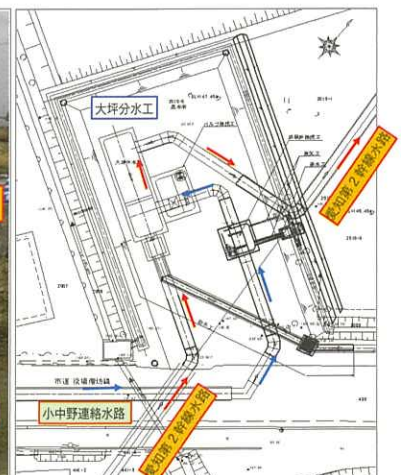
《工事概要》

工事場所：滋賀県東近江市横溝町地内

工 期：令和3年7月12日～令和4年2月28日（令和元年12月19日～令和2年5月31日）

主な工事内容：(1) 大坪分水工 本體工（内寸法：9.25m × 2.5m × 4.2m）

水門設備（水道用バタフライ弁φ1000 1基、スピンドル式スライドゲート（堰幅：0.3m、堰高：0.6m）1門 流量計室 1式）



この水は日本の宝です あなたのマネーで 宝を大切に (用水路へのゴミ投げ捨て防止標語より)

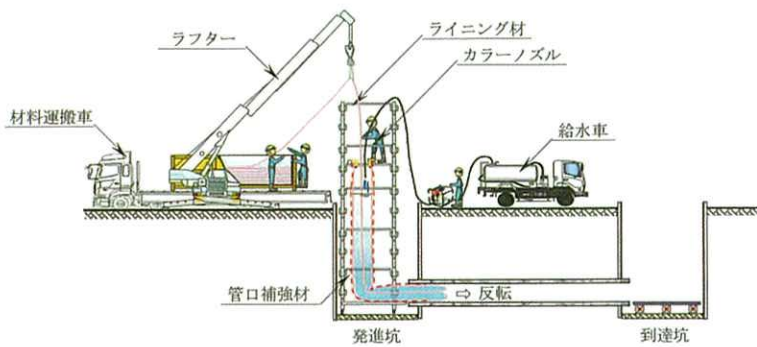
県営事業

右岸(軽野・蚊野)支線水路第9工事

工事場所：滋賀県愛知郡愛荘町蚊野他
 工 期：令和3年11月29日～令和4年4月28日
 工事内容：用水路工（φ500mm） L=1,379m
 ・管更生工



位置図



管更生の施工イメージ図



管更生施工状況

揚水機設置その4工事

工事場所：滋賀県東近江市尻無町他
 工 期：令和3年2月16日～令和3年11月26日
 工事内容：揚水機設置 2箇所（尻無・大森）
 ・尻無 深井戸水中ポンプ
 φ125、15kw
 ・大森 深井戸水中ポンプ
 φ100、15kw



揚水機施設

揚水機さく井その5工事

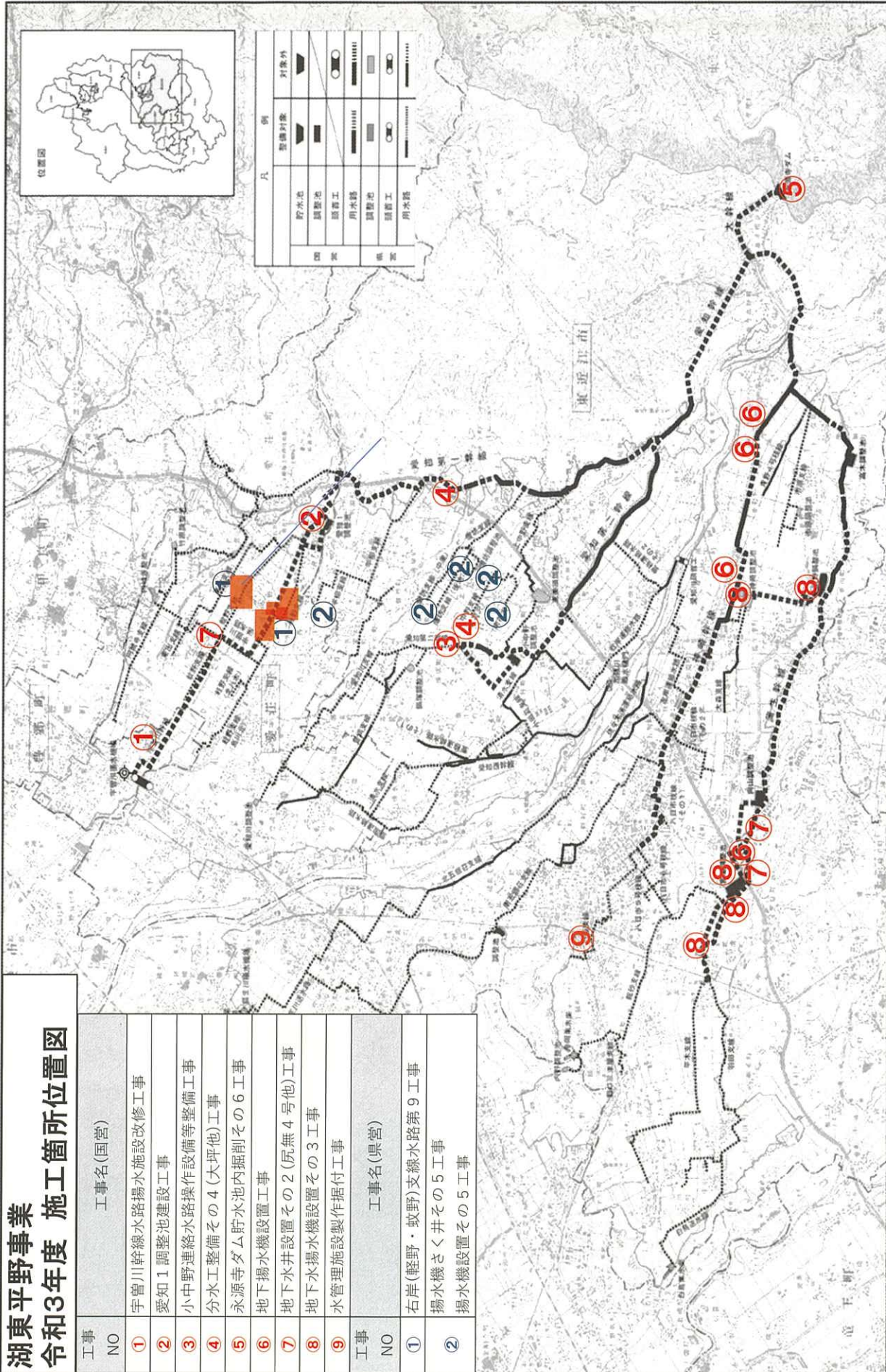
工事場所：滋賀県東近江市南花沢町他
 工 期：令和3年10月5日～令和4年3月31日
 工事内容：さく井工 5箇所
 （南花沢・北花沢・中里・下里・香之庄）
 ・井戸径 φ300mm
 ・井戸深度 100m



さく井状況

湖東平野事業 令和3年度 施工箇所位置図

工事 NO	工事名(国営)
①	宇曹川幹線水路揚水施設改修工事
②	愛知1調整池建設工事
③	小中野連絡水路操作設備等整備工事
④	分水工整備その4(大坪他)工事
⑤	永源寺ダム貯水池内掘削その6工事
⑥	地下揚水機設置工事
⑦	地下水井設置その2(尻無4号他)工事
⑧	地下水揚水機設置その3工事
⑨	水管理施設製作据付工事
工事 NO	工事名(県営)
①	右岸(軽野・蚊野)支線水路第9工事
②	揚水機さく井その5工事 揚水機設置その5工事



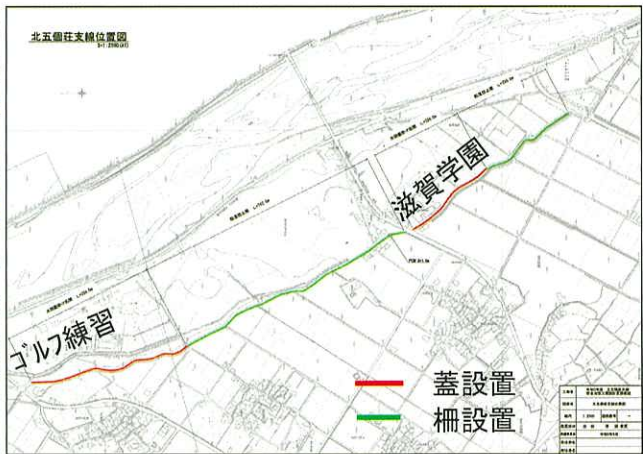
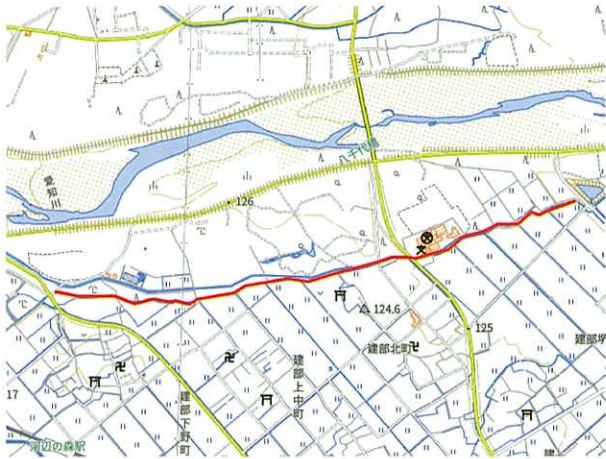
凡 例

整備対象	対象外
貯水池	調整池
揚水機	分水工
用水路	用水路
調整池	調整池
揚水機	揚水機
用水路	用水路

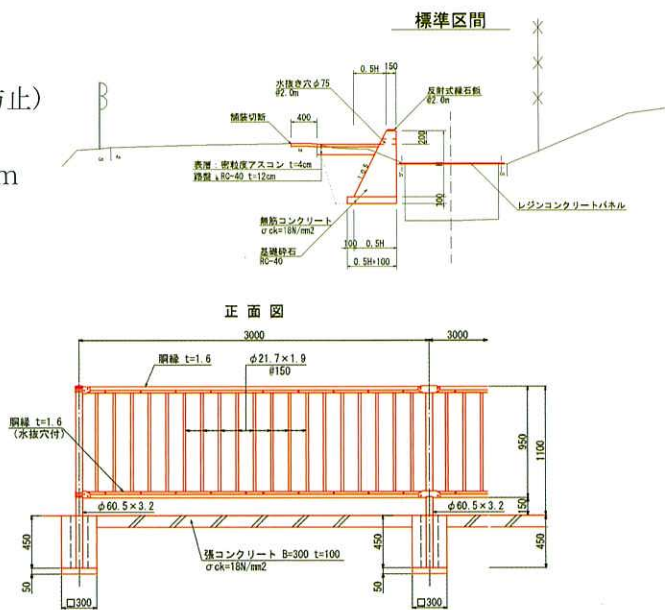


愛知川沿岸土地改良区営事業

北五個荘支線安全対策工事

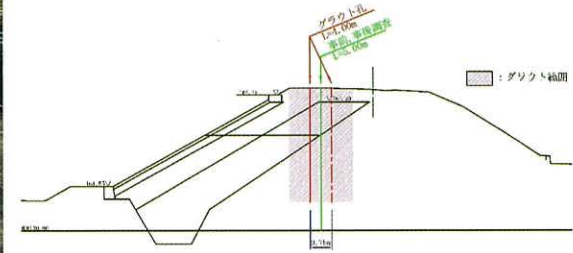
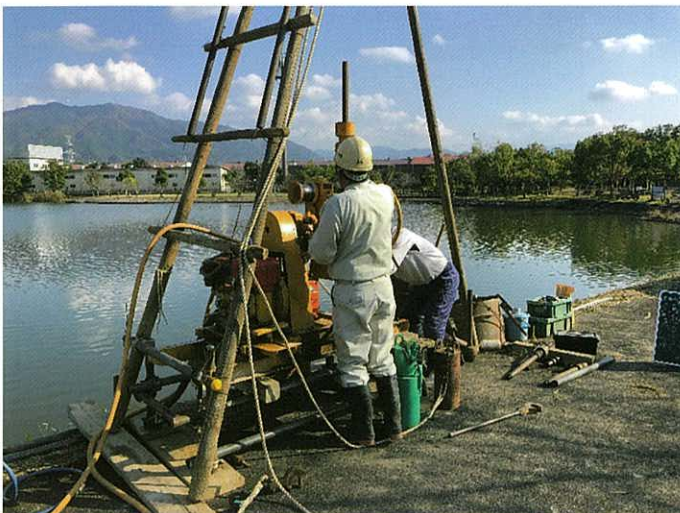


工事場所：東近江市建部塚町～建部下野町
 工事期間：令和3年11月～令和4年3月31日
 工事内容：用水路の転落防止（竹木のゴミ流入防止）のため、蓋と柵を設置
 蓋設置 L=763m 転落防止柵 L=916m



恵美須溜漏水防止工事

工事場所：東近江市池之尻町
 工事期間：令和3年9月～令和4年3月31日
 工事内容：農業用水池からの漏水を止水します。



あなたのゴミ投棄で下流が困っています（用水路へのゴミ投げ捨て防止標語より）

災害復旧工事(愛知川沿岸土地改良区営)



令和3年8月13日～15日(8月豪雨)に竹原調整池の法面が、延長16.0m・高さ5.5mで崩落しました。

災害復旧事業(国庫補助事業)を活用して、復旧工事を行います。



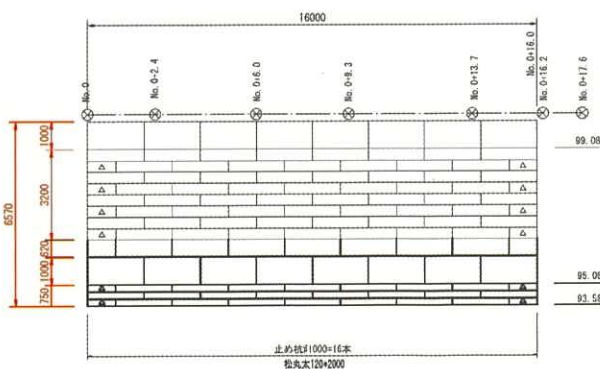
工事場所：愛荘町竹原地先

工事期間：令和4年2月～令和4年5月31日

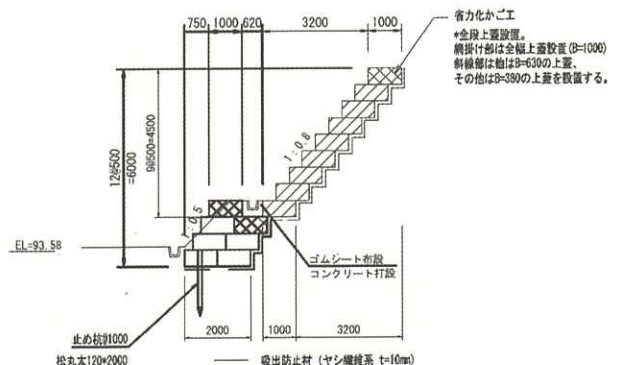
工事内容：崩落した法面を「かご工」により復旧します。

平面図

△はL=1.0m辞材を使用。

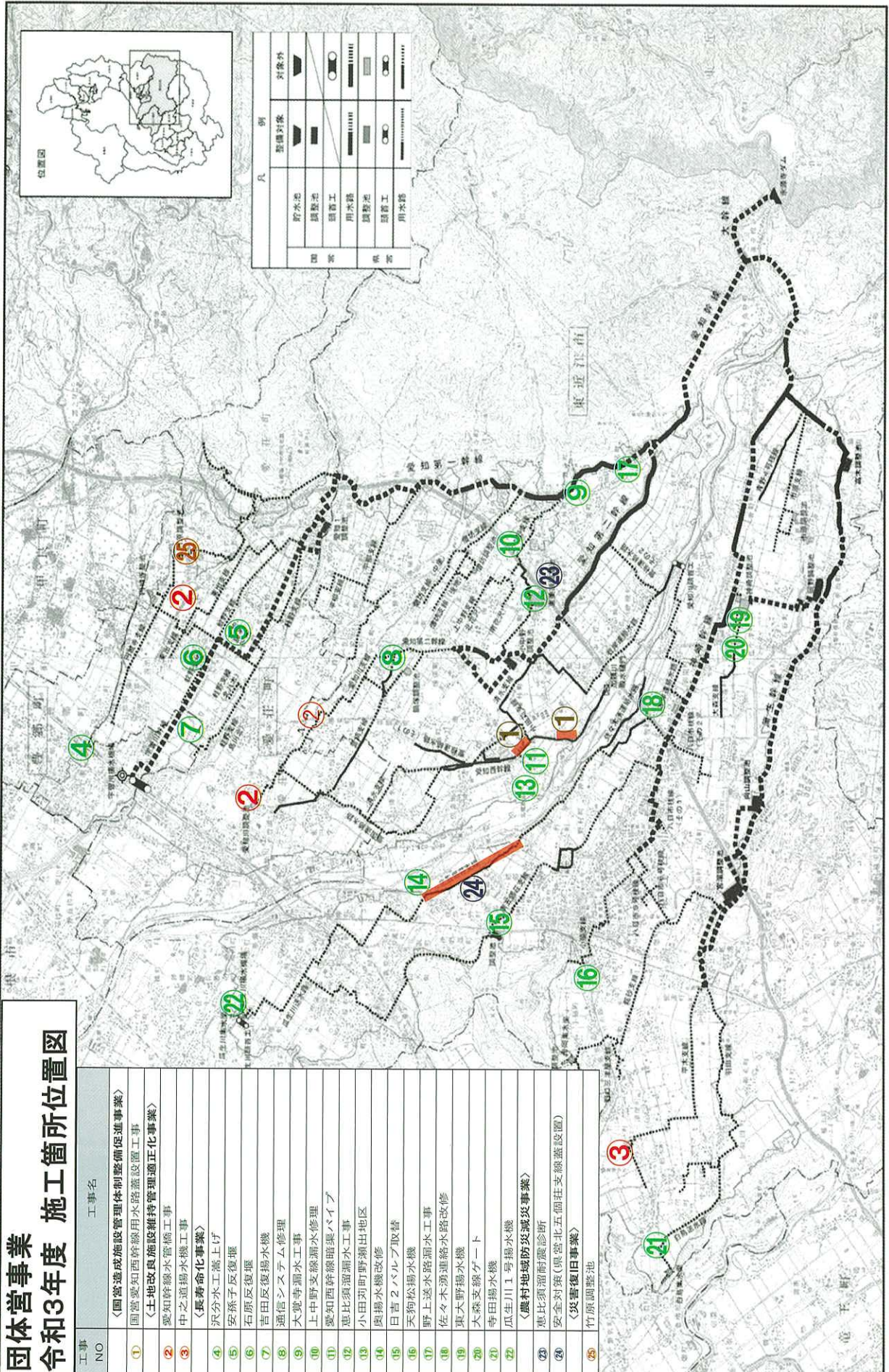


標準断面図



団体営事業 令和3年度 施工箇所位置図

工事NO	工事名
	<国営成施設管理体前整備促進事業>
①	国営愛知西幹線用水路蓋設置工事
②	<土地改良施設維持管理適正化事業>
③	愛知幹線水管橋工事
④	中之道揚水機工事
⑤	<長寿命化事業>
⑥	沢分水工工嵩上げ
⑦	安孫子反復堰
⑧	右原反復堰
⑨	吉田反復揚水機
⑩	通信システム修理
⑪	大覚寺溜水工事
⑫	上中野支線溜水修理
⑬	愛知西幹線暗渠パイプ
⑭	恵比須溜溜水工事
⑮	小田初町野瀬出地区
⑯	奥揚水機改修
⑰	日吉2バルブ取替
⑱	天狗松揚水機
⑲	野上送水路溜水工事
⑳	佐々木湧通縮水路改修
㉑	東大野揚水機
㉒	大森支線ゲート
㉓	寺田揚水機
㉔	瓜生川1号揚水機
㉕	<農村地域防災減災事業>
㉖	恵比須溜耐震診断
㉗	安全列架(県営北五個荘支線蓋設置)
㉘	<災害復旧事業>
㉙	竹原調整池



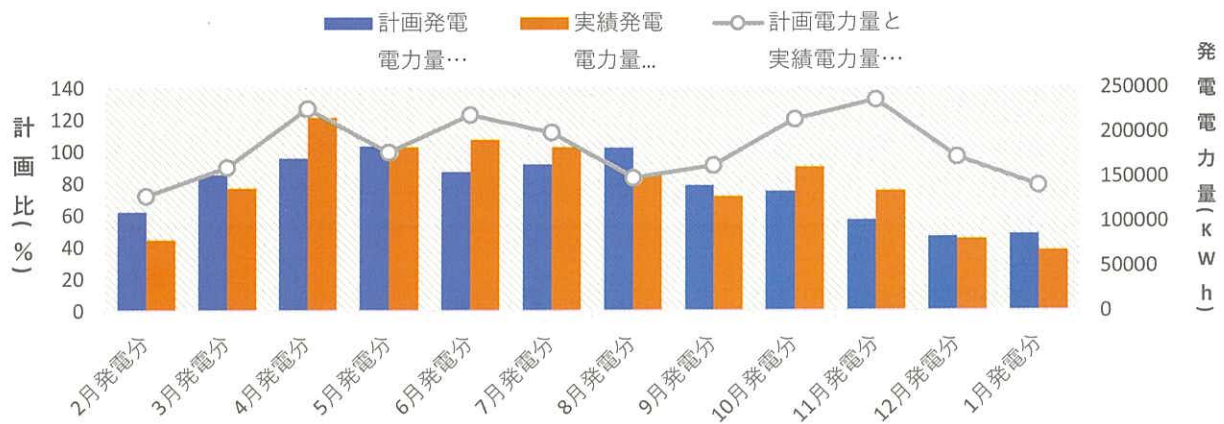
この水は 美味しい近江米の源です みんなで守ろうきれいな川 (用水路へのゴミ投げ捨て防止標語より)

向山調整池水上メガソーラー発電所 月別発電量 (R3.2月~R4.1月) 実績

月 別	計画発電 電力量 (kWh)	実績発電 電力量 (kWh)	買取料金(円) (税込) @=24円+税	計画電力量と 実績電力量との 増減率(%)	発電量 前年比 (%)	日射量 前年比 (%)
2月発電分	110,309	79,196	2,090,774	71.79	95.74	114.11
3月発電分	151,925	136,743	3,610,015	90.01	97.60	98.96
4月発電分	170,694	216,317	5,710,768	126.73	110.08	100.16
5月発電分	184,311	183,153	4,835,239	99.37	83.25	82.58
6月発電分	155,599	191,412	5,053,276	123.02	102.15	102.70
7月発電分	163,770	183,265	4,838,196	111.90	145.02	147.60
8月発電分	182,422	152,004	4,012,905	83.33	74.81	70.33
9月発電分	140,075	127,823	3,374,527	91.25	94.61	90.87
10月発電分	133,576	160,538	4,238,203	120.18	139.82	109.37
11月発電分	101,265	134,108	3,540,451	132.43	117.12	104.39
12月発電分	82,720	79,861	2,108,330	96.54	144.65	101.22
1月発電分	85,741	67,447	1,780,600	78.66	118.15	89.29

※計画発電電力量については、29年間の日射量データベースにより算定

向山調整池水上メガソーラー発電所



発電量の推移

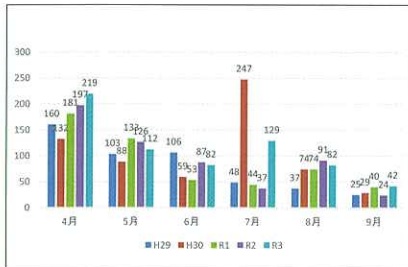


あなたです
河川を汚すも
防ぐのも
(用水路へのゴミ投げ捨て防止標語より)

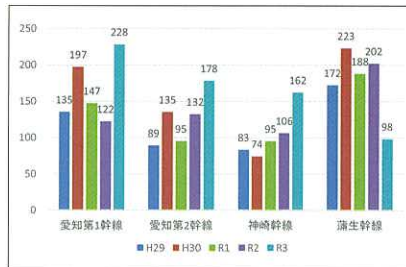
用水管理結果について

用水管理における地元からの依頼件数状況(H29～R3)

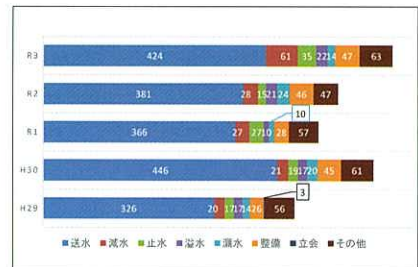
月別依頼件数



幹線別依頼件数



年度別依頼内容件数



※かんがい期間中(4/16~9/20 計158日)の依頼件数について

- 令和3年度の総連絡数「666件」。直近5カ年で最大の件数。月別の連絡数から見ると5・6・8・9月の連絡数は直近5カ年と大きく変わらないが、4.7月の連絡数が大幅に増加しました。
→4月は、約60件が16日に集中し、R2より約30件の増加です。
7月は約1ヶ月間まとまった雨が降っておらず、かつ、水の需要期であることから依頼件数の増加に繋がったと考えます。
- 幹線別依頼件数からは、4幹線の内、3幹線で直近5カ年で最大の連絡件数。
→用水管理者の経験不足も一因であると考えます。しかし、蒲生幹線においては大幅減である。宮溜調整池の自動制御復帰が大きな要因かと考えます。
- 送水に関する依頼は、直近5カ年で2番目に多くいただきました。しかし、漏水報告件数が従来と比較すると倍以上も増加していることから、総連絡件数増の一因であると考えます。
- 上記を踏まえ、用水の安定供給に努めるため、水量可視化のための個票作成を進めつつ、用水管理者のスキルアップ及び地元水系責任者との連携を強化していきます。

利水調整推進費について

- ・ 令和4年度よりブロック内・分水工での利水調整を推進することを目的として、地元における水番制度や営農法人等による一括管理の活動に対して、支援を行います。

支援内容

- 水系の水番制度及び営農法人等による一括管理経費の支援。
- 配水計画に基づき、適切に水管理を行う経費の支援。
- 利水調整における協議会活動費等の支援。

利水調整推進費の内容

- ・ 自主管理を実施している面積 (400円/1haを乗じた金額)
- ・ 各地区理事総代による協議会活動 (3,000円/人・年)



自主管理活動例 (施設確認・調整)



協議会活動

地域の自主的な用水管理体制の構築と当土地改良区との連携強化を図る

地区理事・総代より、申請をしてください。申請・内容等にご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

愛知川沿岸土地改良区 管理課 (☎0748-22-1296)

永源寺ダム湖岸クリーン作戦

秋晴れの快晴のもと、令和3年10月8日に実施しました。今年には新型コロナウイルス感染拡大防止の為、当土地改良区役職員と管内の関係機関の総勢53名の方にご協力をいただきました。

今年にはダムの水位も低く、たくさんの流木やゴミを集めることができ、作業後は見違えるようにきれいになりました。ご協力をいただいた皆様、大変ありがとうございました。



作業中



作業後

愛知川沿岸土地改良区BCP実地訓練



R3.11.25訓練の様子

BCP（業務継続計画）を策定し今年度初めての訓練を実施しました。初めての訓練ということもあり、ごちない言動のなかにも緊張感を持って訓練を終えることが出来ました。

毎年、訓練を積み重ね、今後の有事に役立つようにしたいと思います。

BCP（業務継続計画）とは、自然災害などで土地改良施設（用水路、調整池など）に被害が発生した場合、その影響を最小限にとどめ、早期に営農や多面的機能の役割を継続できるようにすることを目的としています。

みんなの水です
ひとりひとりが
心をこめて大切に
（用水路へのゴミ投げ捨て防止標語より）

組合員のみなさまへお願い

◎農地転用・地区除外をする場合は、当改良区への申請と決済金が必要です

農地を転用される場合は、土地改良区への届出が義務づけられています。また、地目が田からほかの用途に地目変更された場合も、同様の手続きが必要となります。また、公共用地(道路・河川等)で、売買された場合も申請と決済金が必要です。

◎農業振興地域内の農地転用について

農地を転用される場合は、農業振興地域整備計画(軽微)変更、または農用地区域の変更(白地)手続きが必要となりますので、事前に関係市町担当課および農業委員会へお問い合わせ下さい。

ただし、農業振興地域の整備に関する法律では、土地改良事業の施工にかかる土地について、その土地改良事業の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していないと農用地区域の変更はできないこととなっておりますのでご注意ください。

◎面積や地目が変更になった場合

地籍調査の実施や登記の地図訂正等により地番や面積を変更された場合は、当土地改良区の台帳も訂正を行いますので届出をお願いします。

◎賦課金の納入は便利な口座振替がお勧めです

滋賀県内および全国の銀行、農業協同組合をはじめ、ゆうちょ銀行に口座があればご利用できますのでご連絡ください。申込案内を送付いたします。

**法務局や農業委員会の手続きをされたときは、
必ず当土地改良区にも届出をお願いいたします。**

手続きにご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。
愛知川沿岸土地改良区 財務課 (☎ 0748-22-1296)

組合員を変更される場合は『組合員資格得喪通知書』の届出をお願いします

農地の権利異動により組合員を変更される場合、法務局・農業委員会等の手続きが完了しても愛知川沿岸土地改良区の台帳は変更されません。

愛知川沿岸土地改良区の台帳は『組合員資格得喪通知書』の届出に基づき変更しますので、下記のような場合は必ず届出をお願いします。

※組合員の変更がない場合は通知書の届出は不要です

- ◎組合員が死亡された場合
- ◎農地を相続された場合
- ◎農地の売買、贈与、交換等により所有権を移転された場合
- ◎農地の貸し借り(利用権等の設定)により組合員の変更をする場合
- ◎農業者年金の受給により経営移譲された場合
- ◎住所を変更された場合

記入例 組合員の資格得喪通知書
(組合員の資格異動届)

組合員資格に異動が生じたので、土地改良法第43条第1項の規定により下記の通り通知します。

令和 ○ 年 5 月 1 日

愛知川沿岸土地改良区 理事長 様

現資格者 (現組合員) 〒 527 - 0032 (TEL. 0748 - 22 - 1296)

住所 東近江市春日町2番7号
フリガナ エチガワ タロウ

氏名 愛知川 太郎

生年月日 T.S.H 20 年 4 月 1 日

新資格者 (新組合員) 〒 527 - 0032 (TEL. 0748 - 22 - 1296)

住所 東近江市春日町2番7号
フリガナ エチガワ ジロウ

氏名 愛知川 二郎

生年月日 T.S.H 50 年 4 月 1 日

1. 資格得喪の対象農地

現資格者に賦課されている土地全部

下記のとおり

市・郡	町・大字	小字	地番	地目		面積 [㎡]
				公簿	現況	
東近江市	春日町	□□□	123	田	田	1,000.00
東近江市	春日町	□□□	456	田	田	2,000.00

※ 土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合については、滞納金も継承する事になります。

2. 資格得喪の原因及びその時期

原因	相続・売買・贈与・交換 使用貸借・賃貸借・経営移譲・その他()
登記時期	年 月 日

3. 賦課金納入方法(いずれかを選択)

口座振替により納入

納付書により納入

※口座振替申し込みがお済みでない方は当改良区にお申し出下さい。

事務局使用欄		
システム入力	確認	口座届

4. 地元役員の確認

上記の通知について確認しました。

愛知川沿岸土地改良区 住所

町・大字 総代 氏名

※この通知により取得した個人情報には愛知川沿岸土地改良区個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。(2021-04)

提出日を記入

原因が「相続」の場合、
現資格者欄の押印は
不要です

認印は 可
シャチハタは 不可

いずれか選択してくだ
さい

該当する原因を○で
囲んでください

いずれか選択してくだ
さい

対象農地の町・大字
総代に署名押印をもち
らってください。
※資格得喪の原因が
「相続」の場合は不要
です

【お問い合わせ先】

愛知川沿岸土地改良区財務課 〒527-0032 滋賀県東近江市春日町2番7号
(TEL) 0748-22-1296 受付時間 平日8:30~17:15

令和3年度 土地改良区の主な動き

令和3年

4月 16日
かんがい期開始 (4/16～9/20)

5月 11日
第1回理事会・監事会
(組織機構、国営近江東部地区、事業実施に向け協議会の設立、第69回総代会議決の報告、令和3年度事業、財務状況の公表、賦課金徴収状況、用水管理等について審議及び報告)

7月 27日
令和2年度 決算監査

8月 4日
近江東部地区土地改良事業促進協議会設立総会
第14回湖東平野地区土地改良事業促進協議会総会

9月 20日
かんがい期終了

10月 1日
第2回理事会・監事会 (令和3年度事業進捗状況、令和2年度会計決算報告及び監査報告、一般会計収支補正予算、賦課金徴収状況、令和2年度農地転用面積、用水管理 等について審議及び報告)

8日
永源寺ダム湖岸クリーン作戦

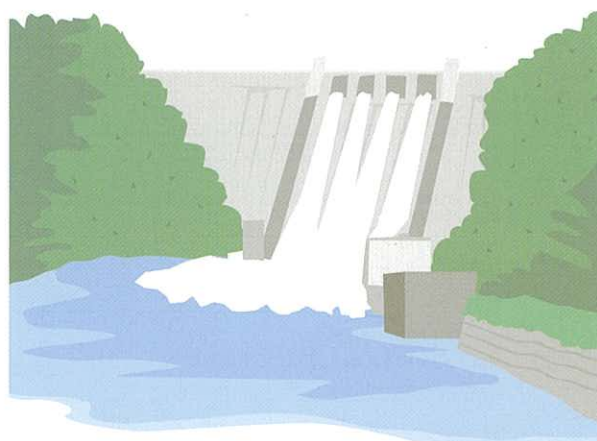
11月 17日
令和3年度上半期中間監査

12月 16日
第3回理事会・監事会 (令和3年度事業進捗状況、令和3年度監査報告 (令和3年度中間監査)、令和3年度賦課金徴収状況、諸規程の一部改正、令和3年度用水管理報告、太陽光発電等について審議及び報告)

令和4年

2月 24日
第4回理事会・監事会

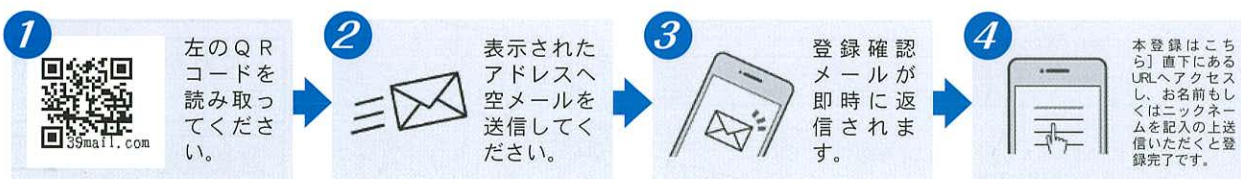
3月 26日
第70回通常総代会



送水情報のメール配信をしています

かんがい期の送水の開始・停止、工事等による送水停止等をメールで配信しています。

登録方法 ※既に登録利用いただいた方は再登録不要です。



※QRコードが読み取れない場合… echigawa@39mail.comへ空メールを送信してください。

登録確認メールが受信されなかった方は…

「迷惑メール防止」の為に「受信制限」をしている場合がございますので、受信制限を解除するか、「39mail.com」を受信許可してください。

登録および受信の設定方法がわからない方は…

受信登録致しますので、愛知川沿岸土地改良区の管理課までご連絡ください。